

令和6年度 第7回蒲池地区義務教育学校再編協議会 議事録

令和7年3月26日（水）に蒲池農村環境改善センター大ホールにおいて、第7回蒲池地区義務教育学校再編協議会を開催しました。出席者及び会議の経過並びに結果は次のとおりです。

1 開会及び閉会に関する事項

令和7年3月26日（水）

開会 午後7時00分

閉会 午後8時50分

2 事務局等の出席者

教育部長	武田 真治
首席指導官	中村 学
学校教育課長	古賀 洋
学校教育課学校再編推進室長	藤吉 康裕
学校教育課長補佐兼施設係長	山田 智大
学校教育課長補佐兼学校給食係長	高口 茂雄
学校教育課学校再編推進室学校再編推進係長	江崎 佑美
学校教育課学校再編推進室学校再編推進係員	永田 将太
学校教育課学校再編推進室学校再編推進係員	村上 輝

3 出席委員

全14名中14名（欠席0名）

4 傍聴者

0名

5 議事の概要

学校再編推進 室長	ご案内の時刻になりましたので、ただいまより「第7回蒲池地区義務教育学校再編協議会」を始めます。 会議は事前に配布しております次第に沿って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
--------------	--

室長	続きまして、「次第2 会長あいさつ」に進みます。会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	《 挨拶 》
室長	ありがとうございました。 それでは、これより「議事」に移りたいと思います。 協議会設置要綱第7条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、ここで進行を交代いたします。会長、よろしくお願いいたします。
会長	それでは、早速ですが、「次第3 議事」を進めさせていただきます。スムーズに進みますようご協力をお願いします。 「議事第1号 報告 部会報告について」、各部会の会議について部会長から報告をお願いします。なお、PTA 部会は期間中に開催がなかったため、報告はないようです。 まず総務施設通学部会から報告をお願いいたします。
総務施設通学部会長	【協議・検討事項】 (1) 校章の公募方法について (2) 校歌の作成について (3) 次回開催日程について 【協議・検討経過及び結果】 (1) 校章の公募方法について（詳細は議事第2号） ・募集期間以外の募集要項を確定させた。 (2) 校歌の作成方法について（詳細は議事第3号） ・蒲池小学校の校歌のメロディーは、現在学校で歌っているメロディーを引き継ぐ。 ・蒲池中学校の校歌は3番構成のものを校歌として引き継ぐ方向で検討する。 ・校歌を何番まで歌うかは学校の判断とする。 ・体育館に掲げる校歌については、学校の施設方針が決定した後に協議を行う。 ・歌詞については、権利関係等を引き続き教育委員会にて調査を行う。 (3) 次回の総務施設通学部会は、原則、偶数月第3木曜日に開催しているので、令和7年4月17日（木）とします。

会長	ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問等がございましたら、挙手の上、指名された後に発言をお願いします。 なお、今後すべての場合において、発言する際は、お名前を述べてから発言をお願いします。何かございませんか。
委員	《 意見なし 》
会長	ないようですので、「議事第1号 報告 部会報告について」を終わります。 続きまして、「議事第2号 協議 校章の公募方法について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	【 説明 】
会長	ただいまの説明について、委員から何かご感想やご意見がありましたら、挙手の上発言をお願いします。何かございませんか。
委員	《 意見なし 》
会長	ないようですので、採決を行います。「議事第2号 協議 校章の公募方法について」、賛成される方は挙手をお願いします。
委員	《 挙手 》
会長	賛成多数と認めます。「議事第2号 協議 校章の公募方法について」は承認されました。 次の議事に入ります。「議事第3号 報告 校歌の作成について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	【 説明 】
会長	ただいまの説明について、何かご意見や質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。
A委員	小学校はそのまま問題ないでしょうが、中学校は中学蒲池の歌詞を変更して、メロディーはそのままという形で進んでいるのでしょうか。
会長	それもまだ白紙の状況で、教育委員会の方で作詞者、作曲者の著作権等を

	調査していただいているところです。中学校の中学蒲池という歌詞につきましては、蒲池校にするかなどを今から検討するところです。事務局から補足があればお願いいたします。
事務局	校歌を引き継ぐ場合、中学蒲池の歌詞を変更する方向は決定していますので、引き続き教育委員会で権利関係を調べていきたいと思っています。
会長	教育委員会の方で早めに調べていただければと思います。
B 委員	蒲池中学校の音楽教員から歌詞が変わるとメロディーも少し変わってくるのではないかと意見がありました。もし歌詞を変える場合には、柳川市内の音楽部会でも取り上げていただければと思います。
C 委員	この歌詞を変えないと昔の言葉なので、今の子どもたちは意味が分からないと思います。私も分かりませんので、多分、子どもは絶対分からないと思います。そのまま歌詞を使うとかありえないと思います。
会長	やまと小学校の場合は小学校 6 校が 1 つになるのですから、新しい校歌を作らざるを得ませんでした。しかし、蒲池の場合は 1 小学校・1 中学校であるため、慣れた校歌がいいだろうということで、現在の小学校・中学校の校歌を第 1 校歌、第 2 校歌として引き継ぐ予定です。それで校歌を引き継ぐにあたって、中学蒲池が問題になっているところです。
C 委員	小学校・中学校の校歌を引き継ぐことは決定しているのですか。
会長	蒲池小学校・中学校の校歌を引き継ぐか、新しい校歌を作成するかについては、総務施設通学部会にて協議を行っており、協議の結果、現在の校歌を第 1 校歌、第 2 校歌として引き継ぐということで決定しています。
A 委員	今の子どもたちにもう少し分かりやすいような歌詞に変更するというのは難しいのでしょうか。
事務局	どの程度歌詞を変えるかによります。どちらにしる歌詞とかメロディーを変える場合は、作詞者作曲者の相続人となる方に承諾を得る必要があるのではと思います。
A 委員	少しでも歌詞を変える場合でもですか。

事務局	程度によって作詞者、作曲者の相続人になる方の承諾は必要になるかと思っています。
A委員	もしもこの承諾を得られなかった場合はどうなりますか。校歌作成は白紙になりますか。
会長	教育委員会の調査結果にもよりますが、承諾を得られなかった場合は、再度検討せざるを得ないと思います。
C委員	校歌を作り変えるとなった場合、間に合いますか。
会長	校歌作成にかかる期間については分かりかねます。
C委員	校歌を作る意向はなかったんですか。
会長	校歌を作成するか、校歌を引き継ぐかは、総務施設通学部会の方で検討していただいて、校歌を引き継ぐという形で決まったということです。
C委員	決まったといいますが、再編協議会の承認は取れているんですか。
会長	校歌を引き継ぐ方針にするということは総務施設通学部会で決まりました。
C委員	総務施設通学部会で決まった。では、この話し合いは何ですか。総務施設通学部会だけで決めればいいじゃないですか。じゃあ、再編協議会の承認もいらないでしょう。
事務局	この再編協議会が最終的な決定機関になります。こちらで承認が得られなければ、もう一回差し戻して総務施設通学部会で審議するということになります。そして、新しく校歌を作るといった場合、校歌作成にかかる期間は作詞作曲をお願いする方にもよると思います。やまと小学校の場合は、作詞作曲を同じ方をお願いしており、5月をお願いして、8月には作っていただいております。作詞と作曲を別々に頼んだりする等、場合によって作成にかかる期間も変わってくると思います。
A委員	一応、権利者から承諾が取れなかった場合の代案を話し合った方がいいと

	思います。また、小学校はどの校歌を歌う、中学校はどの校歌を歌うというのは、まだ決まっていないということですか。
事務局	そうです。どういった場合に第1校歌を歌うのか、どういった場合に第2校歌を歌うのか、そういった具体的な内容については決まっていないです。
A委員	権利者になる方の承諾がとれるかどうか次第ということですね。
事務局	まだどなたが作詞作曲者の方の親族等に当たるか調査が終わっていません。そこからの始まりだと思います。
A委員	今3月じゃないですか。次5月に再編協議会があると思います。その1か月間ちょっとで調査は終わるのでしょうか。対応が後手後手に回ってしまうと校歌無しの学校になってしまいます。
C委員	第1校歌、第2校歌の意味を教えてもらっていいですか。校歌が2つあるということですか。卒業式ではどちらの校歌を歌うのでしょうか。
会長	どの場面でどの校歌を歌うのか、校歌を何番まで歌うのかということは、学校の判断に任せたいと思います。
C委員	子どもたちは2つ校歌を覚えなければいけないということですよ。どちらか1つでよくないですか。
会長	そこは皆さんの意見もあると思います。
C委員	校歌の作成についてとありますが、実際何を協議したのですか。
D委員	校歌の作成について、校歌を新規作成で行うのか。それとも、今の小学校や中学校にある校歌を引き継ぐのか。引き継ぐことができない中学蒲池だけを変えるのか。そういうところで、新規に作るんじゃなくて、やっぱり小学校、中学校2つの校歌を使おうということで、総務施設通学部会では決まったところです。その際に中学蒲池では問題があるだろうということで、歌詞の変更の話が出てきています。歌詞を変更する場合は、著作権の問題が出てくるということで、教育委員会の方で調査を行っていただいて、現在に至っており、皆さんのところにこういう形で報告をさせていただいております。

会長	総務施設通学部会の方ではこういう方向で話し合っていますから、この場で報告をさせていただいております。決定につきましては、皆さん方の意見がございましょうからですね。
A委員	著作権問題がまだありますので、今審議することはできないですね。
会長	著作権の問題につきましては、教育委員会の方で早めに調査をお願いします。著作権上の問題があるということであれば、新しい校歌を作成する必要がありますので。この議題で、なにか他にご意見ありますか。ないようですので、次の議題に入ります。「議事第4号 報告 施設整備について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	【 説明 】
会長	ただいまの説明について、何かご意見や質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。
A委員	今の学校の配置案では、プール側が死角になると思われます。目が届くような配置は何かあるでしょうか。
会長	現在、学正会側の道路からの入口と駐車場からの入口と中学校の北側からの入口があります。あんまり入口が多くても防犯上の問題があると思いますが、この点について教育委員会の方では何か考えがありますか。
事務局	子どもたちの動線については、入口等含めて検討する必要があると思いますが、南棟の使い方を工夫することで、ある程度対応が出来ないかと考えます。学校の入口については、学校の昇降口の関係もありますので、義務教育学校としての動線も含めて考えていかなければと思います。
会長	一つの案として子どもたちの通学時間帯のみ開けて、後は閉めるといった対応もあると思います。
E委員	子どもたちの死角になるということで、防犯・セキュリティの話をしたのですが、職員室が内側に入り込む場合、子どもたち、特に小学生に向けて目が遠くなってしまうので、防犯カメラを設置し、職員室で確認できるようにするといったことは検討されているのでしょうか。

事務局	今回の案については、田上教授からいただいて、再編協議会の皆さまに報告をさせていただいているという段階です。防犯等については、必要になってくると思いますので、一つの案として委員がおっしゃるように、防犯カメラを設置するということも考えられますが、今の段階では具体的な部分については検討をしていませんので、今後検討をしていきたいと思います。
F 委員	今の運用の仕方で言うと、給食のトラックはプール側の入口を使用しており、閉鎖する場合別の入口を作っていただく必要があります。また、保護者の送迎に関して今年度より南側から入り、西側より出るように一方通行にすることで、混雑がだいぶ改善されて地域の方も喜んでいただいている。そういった面もあるが、セキュリティ一面から見ると何か改善するように検討する必要があると思います。
A 委員	蒲池小学校・中学校は駐車場が無さすぎます。南門を無くした場合、どこから迎えに行けばよいかわからなくなってしまいます。
会長	職員室がどこに決まるかによって、今後の教室配置の話し合いになっていくと思います。
G 委員	職員室をどこにするかで、児童生徒の昇降口がどこになるのかというのが一つの問題になると思います。そうした時に、一気に変えようとせずに、乗り入れの学年のみ職員室を一緒にする等すれば、児童生徒の登校、昇降口の問題が解消されるのではと考えます。まずは義務教育学校の開校を考えた時には、そういった手もあるのではという意見です。
会長	今の意見をもう一度いいですか。
G 委員	職員室を全部中学校の方に持ってくると、児童生徒の昇降口も中学校の方に持っていくのかということまで考える必要が出てくる。全部を一気にしようとするのではなくて、例えば、乗り入れ学年を担当する先生の机だけ中学校の職員室に持っていったらどうかという意見です。
会長	小学校・中学校の職員室は1つでなくてもよいのではないかとということですね。
G 委員	最初のスタートはですね。

F 委員	スペース的にはそうだと思います。現在の中学校の職員室と校長室の場所に職員室を作る案になっているが、今の中学校の校舎に5～9年生を入れるには教室が足りません。今の中学校の校舎に高学年の児童生徒という考えは捨てる必要があると思います。例えば、小学校の北棟を5～9年生の教室にする。ただその場合にも、現在の小学校の方が教室の数が多いが、小学校側に職員室がないといった問題も出てくるので、検討が必要になると思います。
会長	職員室の問題ですが、当初教育委員会からは現在の小学校・中学校の職員室を使用したいという提案があったが、皆さまの意見で小学校・中学校の職員室は1つにお願いしたところです。
A 委員	現実的に職員室を1つにすることが難しいのであれば、4・3・2で分けた時に、4・3のみ同じ職員室にするといったことで、現在の小学校・中学校の職員室を活用していくということですね。
会長	今の小学校・中学校の教室をそのまま活用していく時に、小学校の教室は空いているところもあるでしょうから、4・3が小学校の校舎に入り、2が中学校の校舎に入るなど色々な方法があると思います。そこは職員室をどうするかによって生じる検討課題だと思います。
F 委員	今だけの人数で考えると教室は足りないですけども、今後5年で児童生徒数がどれだけ減少するかも考慮する必要があると思います。
会長	人口は減る一方でしょうからね。
A 委員	現在の部室にはシャワー室やトイレ等があるが、取り壊した後は別に建てられるのでしょうか。さすがに青空更衣室は可哀相だと思うので。
事務局	部室は必ず必要になるが、部室の数やトイレは別で代用できるのか等含めて、現在の案で進んでいく場合は、検討する必要があると思います。
会長	この案については、事前に小学校・中学校と話をしているのですか。
事務局	小学校・中学校の校長先生には話をさせていただいています。
A 委員	今回この案がこの場で出た意味を教えてくださいませんか。九州大学の先生からこのような提案があったという紹介で、何かを決めていくわけ

	ではないのですよね。
事務局	報告をいただいていますので、1つの案として小学校・中学校とは話を進めていきたいと考えます。そうしないと、何年生をどこに配置するのかといった問題も進んでいかないと思います。
A委員	これがスタートになるということですね。確認をしたいのですが、学年区分は4・3・2を採用予定としていますが、今後教育委員会と学校で協議をした結果、4・3・2ではない選択肢になっても良いのですよね。
事務局	施設配置や、学校運営を考えていくうえで、4・3・2ではなく、6・3でないと厳しいといったことは出てくるかもしれません。基本は4・3・2の義務教育学校でいった方がいいのではないかとありますが、今の段階で、4・3・2で決まりというわけではありません。
学校教育課長	職員室の位置と既存校舎を一体感のあるようにつなげるにはどうしたらよいかの回答としていただいたのが、今回の案になります。校舎を解体して改築することは出来ませんが、教室の配置については検討の余地があります。学校にはぜひ6・3ではない学年区分を取り入れていただき、義務教育学校としての特色を出せる学校にしていきたいと思います。学校と協議をして、どのような教室配置をしたいのか、それは可能なのかということは時間をかけさせていただきたい。今回頂いた案をたたき台として考えていただき、教室配置等いろんなご意見があると思いますが、そこはまだ協議の余地がありますので検討をさせていただきたいというのが、今回の報告とご理解いただきたいと思います。
会長	今回は九州大学の先生からいただいた案の報告ということで、今後教育委員会と学校でどのようにしたら子どもたちに一番よいかを検討していただき、次回の協議会にでも説明をしていただければと思います。
C委員	学年区分の分け方はまだ決まっていないということだったが、制服は7年生から採用するんですね。また、義務教育学校としての特色を出して欲しいとおっしゃっていたが、4・3・2ではなく、6・3でも特色は出せると思います。
学校教育課長	6・3でも特色を出せるのではないかとのご指摘は、その通りだと思います。ただ、私たちが義務教育学校に期待しているのは、9年間の義務教育

	学校を一体的に見据えて教育を行っていくという考え方です。今までの小学校・中学校の枠で考えた時に、そこでも特色は出せるのではないかとという意見もありますが、そこはその通りだと思いますが、小学校・中学校の大きな変革の中をつながりを持って教育していく事を目指しているところです。例えば、小学校の学年区分を2学年ずつで分ける、あるいは縦割りで分ける場合ということがあるが、現状クラスが単学級・2学級であるので、1・2年生で一つの行事・活動をしましょう。3・4年生で一つの行事・活動をしましょうということになってくる。今までの分け方をそのまま使っていくと、結局9ヵ年を小学校・中学校という大きな2つの枠組で分けることになる。発達段階を2つではなく、3つにわけてつながりを作っていく。また、義務教育学校で9ヵ年を一体的に見る場合、5・6年生の専門教科について、中学校の先生が中学校を見据えて授業をする事が可能になる。また他の地域の義務教育学校では、5・6年生から部活動に入る事で部活動の活性化を図るというようなこともあります。学年区分を4・3・2にするのか、3・4・2にするのかというのは各地域の義務教育学校によって分かれているところではあるが、色々な可能性があるということで、9年間を見据えた義務教育学校を進めていきたいと考えています。小学校である程度規模をまとめていくという部分と、少人数の学校をどうやって規模のメリットを活かしていくのかという部分があります。遠い将来かもしれませんが、義務教育学校の方に学校が集約されていくということも十分考えられます。現在柳川市では義務教育学校は2校しか検討していませんが、今後児童生徒が減っていくという状況になれば、義務教育学校の方が主流になってくるということも考えられます。
A委員	再編協議会では総務施設通学部会やPTA部会の報告をさせていただいているが、学校運営部会の報告はありません。4・3・2の学年区分の協議等をしたいが、学校運営部会からの報告が無いので、協議のしようがありません。良ければどういう経緯でこのようになったということを報告していただければと思います。
C委員	蒲池小学校・中学校は、運動会の区切りもありませんし、部活動も5・6年生が練習に参加出来るという話だったが、そもそも蒲池中学校は部活動がない。学年区分を分ける意味があるのでしょうか。運動会はどのようにわけるのでしょうか。
学校教育課長	運動会を分けるか・分けないかも含めてなのですが、一体的に行うことが大原則だと思います。それをどのようにやっていくかは、学校で協議するこ

	とになります。部活動についても、八女の上陽北浜学園は5年生から参加をしているが、7年生からしか部活動に参加をさせていない義務教育学校もあります。小規模校になると部活動自体もなくなるので、小学校の内から部活動に参加させて、部活動の活発化を図るという考え方もあるようです。また上陽北浜学園は、制服に関しては、7年生から導入するというやり方をしているようです。制服と学年区分を一致させる必要があるのかというと、必ずしもそうではないと考えます。
C委員	そうなると分ける必要はないですね。
学校教育課長	学年区分をどう運用するかは、学校の教育の仕方という部分になってくる。6・3ではなく、9しかないということも考えられる。小学校でいうならば、6なのか、2学年ずつで学年集団をつくるのか。同じ感覚で、低学年、中学年、高学年をどのように区分するかという考え方とさせていただくといいかと思います。
A委員	学校の先生がどのような形がしやすいか、子どもたちの学力等を見込んで、9年制にするのか、3・3・3にするのか検討するということですね。
C委員	9年制ではないのですか。
学校教育課長	基本的に9年制です。
C委員	4・3・2に分ける意味は。
学校教育課長	4・3・2というのは、学校の教育活動の中でどのような学年集団をつくるのかという話でして、例えば小学校で生徒の数にもよりますが、1～3、4～6で合同の活動をしましょうというような分け方の話であって、9ヵ年としては9年制です。学校での教育活動の中でのグループ分けの問題なので、4・3・2を導入すると決めていても、学校が導入してみるとやっぱり3・3・3が良いという風にならっていく可能性はあります。これは大きく縛られる話ではありません。あくまでも学校の中での教育活動でグループ分けをする際に、隣接学年をどう配置するかという目安です。学校活動と一緒にする学年のグループは近くの教室に置いた方が良いが、今の校舎が対応するかの検討材料としてこの報告書では書いています。4・3・2や3・4・2、3・3・3というような柔軟な学年区分で義務教育学校は活動が出来ますよという所の中で、4・3・2という所がまず話に出ていたので、そ

首席指導官	れを想定して報告書を作られているということでございます。最終的に開校する段階でどういった学年区分を作っているのかは、学校の先生で十分に検討していただく問題かと私も考えます。 少し付け加えを行います。4・3・2に何故するのかというと、1つはリーダーシップの問題があります。3つの学年区分に分けた時の1番長の学年がリーダーになる。6・3で分けたときは6年と9年がリーダーというのが普通ですね。義務教育学校になり、4・3・2のグループ分けを行うと、リーダーシップを多く育成できます。また、5・4という分け方もあります。これは何を目的にするかということ6・7・8・9の4つの学年で1つのプロジェクトをやっていくという風な教育活動が行えます。これは小学校・中学校では出来ません。隣接学校でも出来づらいです。異学年で1つのプロジェクトをやっていく、研究テーマを探求していく、こういったその学校ならではの活動、とくに蒲池は校区が非常に協力的なので、そういった活動が沢山出来ます。目的に応じたグループで活動を行っていくということが課長がしていることです。
C委員	柳川市の理想ですね。
会長	4・3・2制は今の段階での希望ということで、職員室等が決まってから、小学校・中学校・教育委員会で検討をしていただきたいと思います。 他に何か意見はございますか。なければ以上で、本日予定されております議事につきましては審議を終了いたします。 最後に「その他」で委員の皆さま、事務局から何かありますか。
委員・事務局	《 意見なし 》
会長	以上で「次第3 議事」を終了します。続きまして、「次第4 次回開催日程について」、事務局より提案をお願いします。
事務局	次回開催日程については、令和7年5月28日（水）開催を予定しています。
委員	《 意見なし 》
会長	ありがとうございました。次回の日程は、令和7年5月28日（水）といたします。それでは、事務局にお返しします。

事務局	以上で、本日の全ての日程は終了いたしましたので、これもちまして第7回「蒲池地区義務教育学校再編協議会」を閉会します。長時間にわたりお疲れ様でした。
-----	--